

8

No. 2

千代田区報

昭和28年8月20日

千代田区役所

発行

(神田) 151~9

毎月1回



千鳥ヶ淵ボート場

ヨイコに開放

.....大内山の緑が水に反映して美しい、無心にオールを握るヨイコの間を涼風が渡る、ここ千鳥ヶ淵.....

.....ボート場は夏休期間中を開放して毎年児童にレクリエーションの一時をあたえている。.....

.....(写真はあと十日余りの夏休を楽しむヨイコ達。).....

区議会常任委員会

商工委員会

○七月十六日午前九時三十分議

長室に集合の上左記意見書を
関係官公署に提出した。

1 中小企業助成振興の財政措
置に関する意見書。

提出先〓知事、都議会議長
2 神田駅東側地下街設置に関
する意見書。

提出先〓知事、国鉄総裁、同
東京工事々所所長、帝都高速
度交通営団総裁

○八月六日午前十時三十分開会
議員控室

議題①千代田区中小商工業融
資々金の運営について②神田
駅東側地下街建築について

③その他

土木委員会

○七月十七日午前九時議長室に
集合の上「千代田区立練成公
園及び東郷公園内住宅撤去に
関する意見書」を知事、都議
会議長、都建築局長宛提出し
た

文教委員会

○七月二十一日、各委員分担し
て夏期施設開所式に出席。

①箱根林間学校(午後二時)

②保田臨海学校(午後二時)

③軽井沢高原学校(午後三時)

○七月二十四日午後一時委員全
員鎌倉臨海学園開所式に出席

学生、生徒の住所は郷里に

区選管委員会開催

区選管委では昭和二十八年年度基本名簿作成について今般自治庁選挙部長より学生の住所の認定について別掲の通知を受けたので八月七日午後三時委員会を開催資格調査方法について協議した。

自治廳選舉部長からの通知

修学のため寮、寄宿舎又は下宿等に居住している学生、生徒の住所は単に居住の事実のみをもつてその居住地に在るものとすべきでなく、個々の場合につき具体的に生活の本拠がどこにあるかを調査して認定すべきものである。今度この認定にあつては左記により、左記以外の場合にはこれを参考として決定されたい。なお昭和二十一年五月二十二日地発乙第二五七号各地方官宛地方局長通牒（修学のため寮寄宿舎等に居住している学生、生徒の住所は原則としてその寮、寄宿舎又は下宿等の所在地にある）は廢止されたものと知されたい。

記

一、寮、寄宿舎又は下宿等に居住している学生、生徒で、その学資の大半を郷里から仕送りを受け、休暇等に帰省する者の住所は郷里にあるものと認められる。
二、寮、寄宿舎又は下宿等に居

◇監査◇

▽例月出納監査 七・二二

額町支所 午前十時
本 庁 午後一時

▽夏期施設経理事務監査

保田臨海 八月三・四日
輕井沢高原 " 五・六日
箱根林間 " 十・十一日

中小企業者え

一千萬圓融資

◇第一次申込十八日に締切らる◇

本区では、商工振興対策の一環として、区内居住の商工業者を対象に総額一千萬圓の資金貸出しを開始したが、申込受付日から僅かに三日間で神田地区の予定額を突破した、受付業種は実に五十種一二〇件を超え、中小企業の不振と金づまりを如実に物語っている。区では、この厳しい現実に直面する中小企業対策として、これを却久的に実施したいと慎重に研究中である。



（写真は斡旋を受ける中小企業者）

新法令

前国会で成立した法律

▽未帰還留守家族援護法

未帰還給与法、特別未帰還者給与法などを統合して新しくできたもので未帰還者の留守家族に「手当」を支給するほか未帰還者が帰還し、戦犯者が拘禁を解かれたのち必要な援護を行う。その内容は、①範囲と順位は「戦傷病者、戦没者遺族等援護法」と大体同じだが手当の支給をうけられるのは未帰還者によつて生計を維持していると認められた場合に限りされている。

①手当は月額月二千三百円（本年末まで二千四百円）先順位以外のものは一人月額四百円。②未帰還者が帰還し、戦犯者が拘禁を解かれたときは、帰郷旅費、障害一時金の支給、療養の給付などの援護が行われる。八月一日から施行。

▽民生委員法改正

民生委員と関係行政機関との協力関係が明定された。また生活保護法も改正されて民生委員は公的諸機関の活動に対して自主的、積極的に協力できることになった。

▽産業労働者住宅資金融通法

産業労働者の住宅難を緩和するため、事業者でその使用する労働者に対して住宅を建設して貸しつけるものなどに、住宅金融公庫を通じて長期低利資金を融通することとした。この貸付金

の一戸当りの金額の限度は、耐火構造の住宅およびこれに付随する土地を買い場合にはその六割まで、利率は年六分五厘償還期間は三十五年以内である。この法律による住宅は集团的に建設されることを原則とする。本年度約六千戸の建設が予定されているが、この法律は国がその資本金の二分の一以上を出資している法人、地方公共団体には適用されない。

▽公衆電気通信法

電信電話のサービス関係についての基本法で主要料金はこの法律で定めることとした。この料金について改訂は二割の値上げとなつた。電報の基本料金は五十円を六十円、電話度数料は四円を七円、度数制使用料は四円を七円、市外通話は二七％、均一使用料は一六％、公衆電話料は五円を十円を値上げした。八月一日施行。

化学セーイの洗たく法

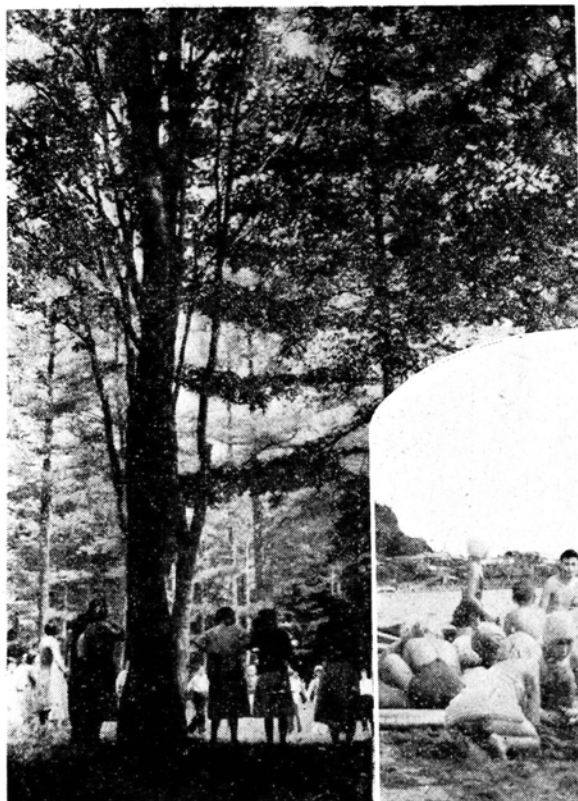
千代田婦人団体協議会 会の初事業

さきに区内婦人団体によつて結成された千代田区婦人団体協議会では、第一回事業として五日午後一時区公会堂で「化学繊維講習会」を開いた。参加者約五十名。日本化学繊維協会の箕浦新吾氏の「化学繊維の話」と、被服厚生研究会の野沢美智子さんの試験管をもちだしての効果的な洗たく法の実習があつた。

海に山に高原に

夏季施設盛況

年々設備が充実されると共に利用する児童数も多くなり、今年は延三千名を越え、中々の盛況である。よい環境と新鮮な空気、楽しい中にも規律ある団体生活を通して心身の鍛練に、夏季施設はすくすく伸びる児童にとつてなくてはならないものの一つ。



写真上は、白樺の木蔭にスクエアーダンスを楽しむ。

下は、海浜に遊ぶ児童。



移動商工相談／設く

区では中小企業者助成の一環として左記の日程で区職員及び区嘱託計理士並に商業指導員の協力を得て移動商工相談を行った。

二百十日

立春から数えて二百十日に当る日をいう。現行の太陽暦では概ね九月一日頃になるが、江戸時代に暦学者として有名であった安井春海がある晴れた秋の日に、船を雇つて沖釣に赴こうとしたところ、船頭の老人が「今日は立春から二百十日で、私が漁夫となつて五十一年の経験で二百十日か二百二十日には必ず暴風雨が起る。今日はこんなに晴れているが、怪しい雲が出ているから、午後ならきつと大風になるから沖に出ることは止めなさい」といつたので半信半疑のまま帰宅してみると果して大暴風雨になつた。

それから春海は年々この日を注意していると、漁夫のことは通りであるため、ついに幕府に進言して此の日を厄日とし、貞享元年（西暦一六八四年徳川五代将軍綱吉）十月に頒行された貞享暦に書き入れたのがはじまりといふ。

八月十七日

神田第四出張所空地
秋葉原駅前
鍛冶町、三光社横
小川町平和堂靴店横
神保町国光社隣
北沢書店前

八月の人口（8月1日現）

区別	世帯数	人口			一世帯り員当人
		総数	男	女	
千代田区	27,109	120,433	65,520	54,913	4.44
（麹町）	9,844	40,911	21,629	19,282	4.16
（神田）	17,265	79,522	43,891	35,631	4.61
千代田区数比	27,085	120,505	65,556	54,949	4.45
増減	24	△ 72	△ 36	△ 36	

※ 八月のお米の配給は

今月のお米の配給は左記の通り

第一回 内地米 四日分
八月三日～八月十日
第二回 外米 三日分
八月一日～八月三十一日
第三回 内地米 四日分
八月十三日～八月二十日
第四回 内地米 四日分
八月二十三日～八月三十一日

◆人事の異動◆

末木重太郎氏（五十八才）
〓麹町支所税務課員〓は予てより
扁桃腺癌にて御養生中のところ八
月十一日午前六時三十分御逝去い
たされました。

七月十五日 主事 花岡 忠男
願に依り本職を免する
按師補 国府方博二
願に依り按師補を免する
七月十六日 二級按師 芝入 清
第一建築係長を命ずる
（江東区城東支所建築係長）

住宅調査が行われます

九月一日午前〇時現在

調査員に協力を、税金等には関係ありません

都では一昨年十一月十五日現在を以て住宅調査を行い、住宅行政面に大いに役立ったのであるが、その後の人口増加と一部の住宅の新建築等により従来の資料を整備すると共に特に住宅の内容、設備及び腐朽破損の程度を調査し住宅不足の状況を把握して、住宅建設計画及び生活改善等の諸施策の基本資料とするため区内住宅の調査を九月一日午前零時現在を以て実施することになりました。

なお調査の範囲、調査事項は次のとおりであります。この調査は税金等にはなんら関係ありませんから調査員に対して調査事項を明確にお答え下さるよう区民の皆様さま方の協力をお願いいたします。

調査の範囲は今回は区内の六分の一の約二、五〇〇戸を二十一名の調査員が担当して現に居住しておる住宅すべてを調査する、なお調査の時期に住宅として建築中のものや住宅として空家も調査されるが次のものは調査から除きます。

一、外国人登録令による者が管理する住宅。
二、常住の住居と認められない建物。
三、船舶。
四、官営矯正保護施設

△調査事項
建物について

15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1

- 1 階数
- 2 建て方（一戸建、長屋建、アパート及びその他の別）
- 3 延べ坪（あらかじめ調べて左端の空欄に書いておいて下さい。）
- 4 種類（専用住宅、併用住宅、外の人居住している建物について）
- 5 主世帯の世帯主氏名
- 6 世帯数及び世帯人員
- 7 居住室の数及び畳数
- 8 建築中以外の住宅について
- 9 構造（耐火造、木造及びごう舎・仮小屋の別）
- 10 腐朽破損の程度
- 11 人が居住している住宅について
- 12 建築の時期（戦前（明治・大正・昭和）、戦時中及び戦後の別）
- 13 所有の関係（持家（敷地の関係も含む）、借家及び給与住宅の別）
- 14 台所の有無及び専用、共用の別
- 15 給水設備の有無、種類及び専用、共用の別
- 16 排水設備の種類
- 17 便所の専用、共用の別

特に抽出されたものの各世帯について
世帯主の職業
世帯主の従業上の地位
家賃又は間代

建物の延べ坪
あなたの家の延べ坪（住宅の要件を備えていない附屬建築物の延べ坪を記入して下さい。）
延べ坪とは、各階の床面積の合計をいいます。地下室、中二階の分も含めて下さい。合計数字の一坪未満に四捨五入して下さい。

八月の行事

日	行	事	日	行	事
3	日	動物採集指導会、運営委員会	24	日	布、日赤奉仕団募金報告会
5	日	化学繊維についての講習会	25	日	婦人団体協議会
6	日	青少年委員会	28	日	秋季野球大会主将会並に審判会
8	日	区体育レクリエーション研究会、区観光土産品改善研究会	29	日	食管法による米飯提供業者登録に関する調査会
11	日	夏向料理講習会、婦人団体協議会	30	日	夏季相撲選手権大会
12	日	区水泳連盟結成準備委員会	31	日	夏休み巡回緑蔭子ども会
14	日	アメリカ式縫製実演講習会	31	日	夏期野外保育実施
15	日	商工委員会	31	日	子供野外保育実施
17	日	千代田区商工業者金融福祉ハエ取りデー	31	日	地区別夏期相撲大会
19	日	区立鎌倉臨海学園一般開放	31	日	区民レクリエーションの集
21	日	法律相談	31	日	移動商工相談
21	日	汲取便所清掃の為薬無料配布	31	日	乳幼児の健康診断
13	日	区民水泳競技大会	31	日	区民レクリエーションの集
16	日	敬老会	31	日	区民レクリエーションの集

区民税納期のお知らせ

八月三十一日限り

△区民税第二期分納期
納期内の税金は郵便局、銀行（公金収納取扱店）の外、区役所、各出張所でも取扱います。八月三十一日を遅れると翌日から延滞金がかかります。第三期は十月、第四期は来月一月です。

千代田区徴税実績（7月末現）

税目	調定額	収入月計額	収入累計額	%
本年度税額	206,354,415円	23,408,296円	48,816,505円	23.7
内訳				
特別区民税	199,058,715	22,845,596	43,936,705	22.1
その他	7,295,700	562,700	4,879,800	66.9
滞納繰越分	55,078,348.10	682,455.70	2,978,661	5.4
特別区民税	47,444,044.50	657,992	2,772,500	5.8
その他	7,612,304.10	24,463.70	206,161	2.7
合計	261,432,763.60	24,090,751.70	51,795,166	19.8